

社援発 1125 第 5 号
令和 6 年 11 月 25 日

社会福祉法人 丸紅基金
理事長 柿木 真澄 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 6 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 7 年 2 月 25 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）理事長及び副理事長の職務執行状況報告について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 16 第 3 項に基づき、理事長及び業務執行理事である副理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。